

A・スミス D・リカアドオ

J・S・ミルにおける租税理論の展開

—— 古典学派における財政思想 (二) ——

箕 浦 格 良

—

経済的自由主義は十七世紀から十八世紀にかけてジョン・ロック John Locke 1632-1704、フランソワ・ケネー François Quesnay 1694-1774、アダム・スミス Adam Smith 1723-1790 等によって理論化され、体系化されてきた。経済的自由主義の基調をなしているものは私有財産制度である。即ち私有財産制度の確立の上になつたての経済的自由である。そうして私有財産制度も土地の所有関係から発生し、土地の使用収益、土地の耕作権と結合する。J・ロックは本来土地というものは所有者、権利者のなかつたもので、すべての人々の共有物であるが、労働を加へて耕作するときは、その労働は人格の活動としてその人格の一部を形成する。従つて労働は客観化せられてその労働を加へたる土地を結合し、その所有権は労働を加へたるものに属することとなる。従つて土地所有権の存立の正当性は土地とそれに加へられる労働との結合関係においてであり、労働を加へたる部分の土地について所有権を主張し得るもので、自己の労働を加へざる土地に対する所有権、自己の労働によって耕作し得ない広い土地の所有権の主張は認められない。又その主張は正当なるものではないという。F・ケネーは私有財産権を人間に与へられ

たる天賦の権利とし、それは自然的権利と考へている。歴史的過程においては元始的産業の生産手段たる土地が財産なる概念を代表するも、その後一般の生産手段も財産に含まれて私有財産権が主張せられていく。経済的自由は私有財産権を基調として成立つものであるが経済的自由が単に個人の幸福を追求することのみならず社会全体の福祉に貢献するとなす点においては、その論拠に異なる場所があつてもその目的するところは一樣である。然しながらA・スミスは経済的自由が社会的に容認せられ、社会的福祉に貢献すべきものであることを明らかにしその理論を体系だてたのであるが又一面A・スミス以後古典経済学の伝統ともなつてきている。即ちA・スミスの説く経済的利己心とこれによつて派生する経済的自由競争とを前提として古典経済学の伝統は継受せられていく。この伝統はD・リカードオによつて継受せられてきたのであるが、このA・スミスの経済学、特にD・リカードオの経済学はJ・ミル James Mill, 1773-1836⁷ J・R・マカロック John Ramsay MacCulloch, 1789-1864⁸ C・R・トランス Colonel Robert Torrens, 1780-1864⁹ N・W・シーニオン Nassau William Senior, 1790-1864¹⁰ 等によつて敷衍せられ、その理論は観念的となつてきたのであるが、そうしてJ・S・ミルによつて継受せられてきているのである。J・S・ミルはD・リカードオの経済学と、その哲学上の基礎をなしたといはれるJ・ペンサムの功利主義、換言すれば古典経済学と功利主義哲学の環境の中に成育した自由主義経済学者として古典理論の伝統に従い、最も純粋なる思想、学説を祖述したのであるが、然るに十九世紀の中葉、経済的自由主義の発展は産業革命の精神的推進力となり、生産力の増大となつたが、自由主義の無限なる発展はそのなかに内在する矛盾が露呈せられ、経済社会の競争の激化に伴い貧富の懸隔の拡大、階級闘争の発生となつて現れ自由主義の基調に対してその修正の止むなきに至つた。ここに経済社会の現実及び思想の推移と転換の契機を見出すのであるが、J・S・ミルにありては自由主義を修正し、無限なる自由を制限する⁽¹⁾とともに古典経済学の伝統に対して懐疑を抱きはじめその経済学に新しい思想をとり入れ経済社会の推移、経済事情の変化に即応して理論をたてているが、未だ古典経済学の伝統を遊離したものではなかつた。本来資本主義は経済的自由主義に基くものであるが、そこには生産関係において労働と資本との対立関係を内在するに至り経済自由主義の基調をなす私有財産制度も大規模なる企業形態の発生、労働形態の変化に伴い財産と労働と

の結合を単純に論ずることはできなくなり、その理論的根拠を失うに至ったし、又同時に経済的自由主義も批判せられ社会主義の台頭とともに凋落するに至ったとはいへ之等の理想は一貫してつらぬかれ現在も尚経済学への古典として脈々として生きているのである。

A・スミスの国富論は周知の如く全五編より成立っている。第一編と第二編は市民社会の理論的分析である。そうして第一編では労働生産力の増進についての究明であり、第二編は資本に関する問題の論議である。第三編は市民社会の歴史的発展段階とその貿易論の展開であり、第四編は経済政策、殊に対外的経済政策と貿易に関する論議である。第五編で財政論を展開している。「スミスは國家の収入や支出に關する事柄、即ち今日の財政問題に關する事柄を論じているが、これによつてみても、スミスが人民の生活と國家の生活を切り離していなかつたことがわかるであらう。それから第五編で最も重要なことは、スミスが單に財政論を試みているということではなくて、彼がここでは經濟と政治、法、道德、教育、宗教など文明社會の全般について社會學的な、文明批評的な考察を行つてゐるということである。スミスはここでも他の諸篇の場合と同様に、自由放任の原理がいかによく人類を進歩と文明にまで引き上げることができるかということを終始一貫して論證し、納得させようとする。思想家としてのスミスの面目は、もちろん他の諸篇でもいきいきと出ているが、第五篇において最高潮に達している。」⁽²⁾といわれる。そして単に技術的財政論のみならず、自由主義國家觀を深く追求し、社会文化の全領域に亘つて論及してゐるのである。

D・リカードオにありてはその主著「経済学及び課税の原理」と Funding system, written for the supplement to the 6th ed. of the Encyclopaedia Britannica. 1820⁽³⁾ におよぶその財政理論を展開している。「経済学及び課税の原理」は全第三十二章より成立っている。直接その財政理論に關係するところは第八章以下第十八章までと第二十九章である。その他は生産、分配、価値、地代、賃銀、利潤等の論議に關係するところである。

J・S・ミルにありてはその主著「経済学原理」の中においてその財政思想を展開する。「経済学原理」は全五篇より成り立っている。第一篇は生産論であり、第二篇は分配論となつてゐる。第三篇は交換論が展開されており、第四篇においては生産お

よび分配に及ぼす社会の進歩の影響についての論議がなされている。第五篇は「政府の影響について」と題して主としてその財政理論が展開せられている。第五篇において直接その財政理論に関係するところは第一章から第七章までであり、第一章は政府の一般的職能について述べられている。第二章以下第六章までは租税論が展開せられており、第七章は公債論をなしている。その他第八章においては通常の国家の職務とその経済的效果についての論議であり特殊の場合において財政理論と結合する。J・S・ミルにありては特に章節を設けて経費論を發展させていないがその全体のなかに国家経費についての多数の論述をみるのである。⁽⁴⁾

A・スミスを学祖とし、R・マルサス、D・リカアドオを経てJ・S・ミルに至り古典派経済学は大成したといわれる。J・S・ミルがそのなにもありながらも批判的であったと同じく、A・スミスの自由主義財政学説はJ・S・ミルによって完成せられたが、そのなにもありながら理論的反省が加へられている。

A・スミスはその名著「国富論」第五編、第二章、第二部、「租税」の部に於て、(1)「賃貸料に対する租税」、地代に対する租税」(taxes upon rent; taxes upon the rent of land)、(2)「地代に比例せず土地の生産物に課する税」、(3)「家賃に課する税」、(4)「利潤又は資本(stock)より生ずる収入に課する税」、(5)「特殊の利潤に課する税」、(6)「土地、家屋及び資本の価値に課する税」(taxes upon the capital value of lands, houses, and stock)、(7)「労働賃銀に課する税」、次に(8)「各異なる収入に対していずれともなく課する税」として、之を(9)「人頭税」(capitation taxes)、(10)「日用品に課する税」(tax upon consumable commodities)との各項に分けて説明している。更に日用品に課する税を必需品(necessaries)に対する課税と奢侈品(luxuries)に課する税とに分けて詳論し、次に「内国物産税」(duties of excise)、関税等を論じ、次いで第四編、第四章に於て「戻税」(drawbacks)につき、又第五章に於て「輸出奨励金」(bounties)について詳細に之を論じている。

A・スミスによれば国民が個人として獲得し得るところの収入の手段としては地代によるか、利潤によるか、

又は労働賃銀によるか、この三者のいずれかによるのである。即ち各個人の収入の途はこの三種であるから、国家収入の手段として、国民に租税を課する方法に於てもこの三種に分れるのである。即ち租税の負担を、(1)地代に求めるか、(2)利潤を求めるか、又は(3)労働賃銀に求めるかである。尚之等収入の三種の源泉に対していずれともなくそのすべてに課する税とがあるという⁽⁵⁾。換言すればA・スミスによれば地代、利潤及び労働賃銀が収入の源泉をなすのである。土地及び資本の私有が許されている社会に於ては各個人に於ける収入の源泉は地代、利潤及び労働賃銀である。即ち地代、利潤及び労働賃銀が一切の収入の三源泉であり、その他の収入は、すべて之等の各々から、或は之等のものの中の二、或は之等の源泉のすべてから発生するのであるという。「或商品の価格、或はその交換価値が、それぞれ之等之地代、利潤及び労働賃銀の三つの部分の何れかその一つ、或はその他の、或はそれ等のすべてのもに分解する如くに、各国に於ける年々の労働の結果たる生産物全部を構成する一切の商品の価格、又は交換価値も、之を総括すれば同じく三個の部分に分解するのである。そうしてこれがその国の各種の国民の間に、労働の賃銀として、又は資本の利潤として、或は土地の地代として分配されなければならないのである。各社会の労働によって年々蒐集され、或は生産されるところのもの全部が、即ちその総価格が、かくして本源的に、その社会の各種の構成員の間に分配されるのである。労働賃銀、利潤及び土地の地代はすべての交換価値の三つの本源的源泉である。と同時に又一切の収入の本源的源泉である。その他のすべての収入は終局的には之等三者の何れから発生するのである。」⁽⁶⁾斯くの如く各個人の収入は結局に於て三種の源泉、即ち地代、利潤、及び労働賃銀より生ずるものである。従つて如何なる租税も終局的にはこの三種の収入の内いずれかから、若しくはどれとということなくそのすべてから支払われなければならないとなし、課税の対象は地代、利潤、労働

賃銀の三種の源泉及びこれ等のすべてのものに課せられる場合となるのである。

A・スミスの租税体系は次の如くである。

(一) 土地税

(1) 借地料税（地租）

(2) 収獲比例税

(3) 家賃税

① 建物賃貸料税

② 敷地賃貸料税

(二) 利潤・資本収入に対する租税

(1) 利子税

(2) 利潤税

特殊の職業の利潤に課する税

(1) 呼売商人税

(2) 行人税

(3) 貸馬車税

(4) 貸轎税

(5) 酒精飲料小売免許税

(6) 農業税

土地・家屋及び資本価値に課する税

(1) 財産移転税

(2) 相続税

(3) 印紙税

(4) 登録税

(⇒) 労働賃銀に対する租税

(1) 下層労働者の労働賃銀に対する租税

(2) 高等熟練工・自由業の報酬に対する租税

(四) 各種の収入の源泉に対していずれともなく普遍的に課する租税

(1) 人頭税

(2) 消費物税

① 必需品消費税

② 奢侈品消費税

③ 内国物産税

④ 関税

註(1) John Stuart Mill, *On Liberty*, 1859.

(2) 高島善哉編集「スミス國富論講義」1 十四、十五頁 同書 5 四頁

(3) 邦訳 井手文雄訳「リカアドウ公債論」

(4) 井手文雄著 増訂新版「古典学派の財政論」四四九頁—四六七頁に此点詳細なる論述がある。

(5) Adam Smith, *The Wealth of Nations*, p. 777. 大内兵衛譯「國富論」(四)二七五頁

(6) Adam Smith, *Ibid.*, pp. 52-53. 邦訳 同書 (一)一〇八—一一〇頁

A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける租税理論の展開(箕浦)

一一

D・リカドオは「自然科学の研究に興味をもち、また一七九九年にスミスの『國富論』に接して以來經濟學にも興味を覺えるに至った。」⁽¹⁾といわれているが、A・スミスはその經濟理論に於けると同じく、その財政思想に於ても後継者としてD・リカドオをもっているのである。即ちその財政思想、殊に租税に関する研究においてもその經濟學における理論と同じくA・スミスの学説を追い之を修正し、T・R・マルサスとともにA・スミスと等しく經濟的自由主義の立場にたち、その理論において又その筆致において透徹一貫したものがあつた。その自由主義國家觀はその主著「經濟學及び課税の原理」(The Principles of Political Economy and Taxation, 1817)⁽²⁾において「完全なる自由交易の制度の下に於ては、各國は自然皆なその資本と勞働とを自國に最も有利なるが如き用途に捧げる。この個人的利益の追求は、見事に全體の全般的利益と結び付けられる。勤勉を刺戟することにより、工夫に酬むることにより、また自然が賦與せる特殊の力を最も有効に使用することによつて、それは勞働を最も有効、最も經濟的に分配すると同時に、一般的生産額を増大せしめることによつて一般的福利を普及せしめ、利害と交通との一條の共同紐帯を以て、全文明世界を通じて諸國民を一個の普遍的社會に結合せしめる。」⁽³⁾という形態において表現せられている。D・リカドオは資本主義經濟社會の解明、その經濟理論をたてるに當つて、A・スミスと等しく各個人の經濟的利己心と經濟社會における自由競争の支配を前提とし、そうして「土地の生産物——即ち勞働と機械と資本との結合投下によつて、土地の表面から取得さるる一切のものは、社會の三階級の間に分たれる。土地の所有者、耕作に必要な財の蓄積すなはち資本の所有者、及びその勤勞によつて土地の耕さるる勞働者が即ち是である。併し乍ら、社會發達の様々なる段階に於ては、地代、利潤及び賃銀なる名稱の下に、これ等諸階級の各個に割り當てらるべき土地全生産物の比例も、亦た大に異なるであらう。而してそれを主として左右するものは、土壤の現實の肥瘠、資本の蓄積と人口と、及び農業上に用ゐらるる熟練と工夫と用具との如何である。この分配を左右する諸法則を決定すること、これが經濟學の主要問題たるものである。而してテュルゴオ、ステュアアト、スミ

ス、セニ、シスモンゾその他の著作によつて、この學問は大に進歩したけれども、なほ且つ地代利潤及び賃銀の自然的行程に關して彼等が吾々に教うるところは、甚だ満足するに足らざるものである。」⁽⁴⁾となし分配理論をもつて経済学の主要課題とした。かくしてD・リカアドオにありては経済学の主要なる任務は土地の生産物が地代、利潤、賃銀という形態において、その成立に参与したところの地主、資本家、労働者の三階級に分配せられる法則を決定することであつた。この分配理論は「人口原理の作用があるから、労働者の賃銀は、久しきに互つては、その生活の慣習的必要額を超過することがない。若し超過すれば、労働者の生活が安樂となつて、人口が増加し、労働供給の増加によつて賃銀は引下げられる。さて土地の收穫が永續的にこの賃銀を超過すれば、茲に賃銀以外の所得がある。それが資本家の利潤である。従つて利潤は、當然土地豊度の高いところで高いのを常とする農業に投下せられた資本額と此の利潤額との比例が、利潤率を定める。若しも商工業利潤率がこれと一致しなければ、農業と商工業との間に、より、高き利潤を求める資本の流動が行はれて、利潤率の平均が實現されるといふのである。さて利潤の獲得を目的に資本の蓄積は行はれる。資本が蓄積せられれば、労働に對する需要は増加する。賃銀は騰貴する。賃銀が労働者の慣習的生活必要費以上に騰貴すれば、前記の約束によつて、人口が増加する。従つて穀物生産額の増加を必要とする。併し收穫遞減法則がある爲め、資本は之を新なる未耕の土地に投下しても、或は既耕の土地に累ねて投下しても、その收穫は當初のものに及ばない。従つて其から労働者の生活必要額を控除した餘剰は減少する。即ち利潤の減少、利潤率下落である。既に産業間に利潤率の平均があるものとすれば、同じ農業資本間には無論利潤率の平均がなくてはならぬ、然る時は、當初の第一の土地收穫から、賃銀及びこの低下せる新利潤率による利潤を控除した跡には、猶ほ餘剰が残らなければならぬ。それが地代である。更に人口が増加する。更に土地耕作を進めなくてはならぬ。土地收穫は減退する。利潤率は減少する。舊利潤率と新利潤率との差だけ、既に耕作せられていた土地の地代が騰貴する。人口が愈々増加すれば、利潤率は愈々下降し、地代は愈々騰貴する。茲に否認すべからざる階級的利害の衝突がある。而して斯く利潤が減少して地代が騰貴するのは、抑も何によつて然るものであるか。他でもない。土地の生産力が、人口の無限に増殖せんとする傾向に伴はないからである。即ち自然の鄙吝の爲めである。」⁽⁵⁾

るが、A・スミスが主として国富の性質と原因を論じ、労働の生産力の増進を論じているに對して、D・リカドオは生産論よりも分配論に重きをおいているのである。斯くして、D・リカドオは資本主義的生産關係の典型的なる形態を農業資本主義的生産關係にもとめ、地代理論を中核としてその分配論が展開せられているのである。

D・リカドオはA・スミスの伝統に従い、資本主義經濟社会を考察するに當って、その社会の構成員が各個にその利己心によって活動し、それが自由に放任されること、即ち各個人の經濟的利己心と自由競争の支配ということを前提としている。従って分配論においても資本と蓄積、利潤の追求が前提とされているが、斯くの如きD・リカドオにおける經濟的自由主義においては、J・ベンタムの功利主義の哲学によって影響されているといわれる。従ってD・リカドオにおいては經濟現象の解明において、又その經濟学においてA・スミスと異なり形而上学的又は神学的要素を排除している。D・リカドオは自然主義的・自由主義的傾向にありながらF・ケネー、A・スミスにおける自然的概念規定、神教的概念規定、自然主義的概念規定による理想主義的經濟社会の実現というようなこととは異なり經驗主義的であり、尚非歴史的であつた。従って資本主義社会の分析に際しても理想主義的社会的實現に對する研究を意味するものではなく、客觀的現實のなかにおける必然的法則の発見ということであつた。従って現実と遊離したる觀念的論議をさけ客觀性を有する論議でありその法則を樹立することであつた。ここにその論議の魅力をもち常に具体性を有し政策的根拠を与えるものであつた。D・リカドオの方法は一時的偶発的事情の解明ということよりは恒久的事象の觀察に於て現實性を有する法則の抽象であり、經濟学における科學性の根拠をば客觀性を有する各個人の利益によって自然的、必然的なる運動形態にあることを認め、特殊なる個人の思察的活動型態の全体性を否定し、偶発的事象、意識的に發生する事象は排斥し之を捨象しているのである。ここにおいてD・リカドオにありては恒久的事象、確定的事象の觀察のなかにおいて自然的、必然的なるものとしてその分配論が必然的に展開せられ、そのなかから利潤低下に関する法則が導き出されているのであり。尚又その一適用として租税理論が樹立せられることになり、經濟政策理論が敷衍せられていくのである。とにかくD・リカドオによって抽出せられる法則は、すべてその理論の展開において体系を欠く点が認められるも、そこ

には具体的なる実践的政策としての性格が与えられているのである。

D・リカアドオは斯くの如き分配理論の一適用として租税論を展開しているのである。即ち結局において国民における租税の負担関係の問題は分配における一面であり、従つて又経済学の中核をなす分配理論の一面をなすものであり、分配原理のなかにおいて考察さるべきものと考へているのである。

D・リカアドオにありては、その主著「経済学及び課税の原理」の第八章において租税の一般的、総括的説明をなし、続いて第九章以下第十八章までにおいて租税を分類して(1)「原生産物に対する租税」(taxes on raw Produce)、(2)「地代に対する租税」(taxe on rent)、(3)「十分一税」、(4)「地租」(land-tax)、(5)「金に対する租税」(taxes on gold)、(6)「家屋税」、(7)「利潤に対する租税」、(8)「貨銀に対する租税」、(9)「原生産物以外の商品に対する租税」、(10)「救貧税」(Poor rate)となし、之を詳細に論述している。⁽⁸⁾

D・リカアドオは租税を定義して「租税は一國の土地及び勞働の生産物にして政府の處分に委せられたる一部分であつて、常に究極その國の資本か収入かの何れかより支拂はれるものである。」⁽⁹⁾となし、租税の法学的研究、政治的研究を斥け、資本主義社会における客観的現実のなかにおいて経済現象の因果関係を探求し、そこに資本主義的現実とその内部における經驗的諸法則の抽象に努めたのである。従つてその立場をA・スミスと同じくするものといへるのであるが、その方法論においては必ずしも同じではないのである。ここにすべての租税の源泉は資本と収入のいずれかに存在することを明らかにし、「若し課税がなかつたら、この資本の増加は更に遙に大きかつた筈であることが確實である。苟も租税にして蓄積の力を減殺する傾きのないといふものはない。」⁽¹⁰⁾と論じて資本の蓄積を妨げるが如き租税を排斥したのである。そうして「一國の生産物は皆な消費されるのであるこ

とは、理解して置かねばならぬ。併し乍ら、それが再生産を行ふ者によつて消費されると、更に價値を再生産せぬものによつて消費されるところは、想像し得る限りの最大の差異がある。収入が貯蓄せられて資本に加へられたと吾々がいふ場合、吾々が意味するところは、資本に加へられたといはれる収入の部分は、不生産的労働者の代りに生産的労働者によつて消費されるといふことである。資本は不消費によつて増加すると思ふより甚しき誤謬はない。若し労働の價格が騰貴した爲めに、資本の増加あるに拘らず、労働の雇傭は増し得ないとすれば、私は、斯る資本の増加は依然として不生産的に消費されるであらうと言はんとするものである。⁽¹¹⁾となし「一國の年生産物がその年々の消費を償うて剩りあるときは、その資本を増すと謂はれ、その年々の消費が少なくもその年々の生産によつて償はれざるときは、その資本を減少せしめると謂はれる。故に資本は、生産の増加か、或は不生産的消費の減退かによつて、増され得るものである。政府の消費がその租税の増徴によつて増加する場合、若し人民にして之に應ずるに、生産の増加か、消費の減退かを以てするならば、租税は収入の上に落ちて、國の資本は損はれずに残るであらう。併し乍ら、若しも人民の側に於て、生産の増加も不生産的消費の減少もないならば、租税は必然資本の上に落ちるであらう。即ち生産的消費に充てられた基本を損うであらう。」と論じている。即ち生産規模においても消費關係にありても従來の規模と変化のないときは國家需要の増大は資本によつて負担せられることになる。又國家需要の増大が生産規模の増加、或は國民消費の節約によつて負担せられるとすれば収入によつてそれが負担せられたることとなる。斯くして「凡ての租税は資本か収入かその何れかの上に落ちなければならぬ。若しも租税が資本を蠶食すれば、租税はそれに應じてその大小が常に必ずその國の生産的産業の大小を左右するその基本金を減少せしめざるを得ぬ。また若しも租税が収入の上に落ちるならば、それは必ず蓄積

を減退せしめるか、然らずんば、納税者をして、已むなくその從來の必需品及び贅澤品の不生産的消費を、それだけ削減して、租税金額を節約せしめるに違ひない。或る種の租税は、遙に他の種の租税よりも大なる程度に於て此結果を生ずるであらう。⁽¹³⁾と論ずる。国家需要が増大しこの国民負担が租税に依存するとき、之が適合を国民経済に於ける生産の増加或は消費の減少に求めるときは租税は収入によって負担せられ、資本はその負担を免れることになる。然し租税は生産を阻害し、資本の増殖を妨げる作用を有するものであり、資本の蓄積を阻害するものなることを意味している。租税は資本又は収入によって負担せらるるものなるが、「租税は必しも資本に賦課せられたるの故を以て資本に對する租税たるものではなく、また、所得に課せられたるの故を以て所得に對する租税たるものではない。⁽¹⁴⁾」即ち資本税となり或は所得税となるかについては課税対象たる税源の性質によるものであると主張するのである。そうして「各人が抱ける、その生活上の位置を保ち、一度び到達した其富の程度を維持せんとする欲求は、人をして大多數の租税を、その資本に課せられたると所得に課せられたるとを問はず、之を所得から納附せしめる。故に課税が進み、若しくは政府がその經費を増すに従い、人民毎年の享樂は、その資本と所得とをそれに比例して増加し得るにあらざる限り、必ず減ぜられざるを得ぬ。政府の政策は、人民を斯くせんとするの意向を助長し、不可避的に資本の上に落ちるような租税は決して賦課せぬことに在るべきである。然らずんば、勞働維持の基金は減損せられ、延いてその國將來の生産は減ぜられるからである。」⁽¹⁵⁾と資本に對する課税に反對するのである。「一國の資本の減少に比例して、その生産額は必然減少するであらう。またそれ故に、若しも人民と政府との側に於ける同じ不生産的消費が續けられて、年々の再生産は絶えず減少して行くならば、人民及び國家の資源は、益々大なる速度を以て涸れ行き、その結果は困窮と破滅とであるであらう。」⁽¹⁶⁾と論

ずるのであるが、要するにD・リカドオにありては国家社会の實質的なる活動型態としての国民経済との關聯のもとにその所論を進めており、すべて租税の源泉は国民の資本或は所得のいずれかに歸するものなることを明らかにし、従つてそれは必然的に土地及び労働によつて生産したところの富の一部を形成するものであるが、租税が国民経済において如何なるものによつて負担せられるかが問題となることであり、資本に対して租税が課せられるから常に資本税となるものではなく、又同じく所得に対して課税せられるから所得税というのではなく、租税の源泉が資本に存するか、又は所得に存するかということ、即ち租税が資本によつて負担せられ、又は所得によつて負担せられるかが問題の存するところであると考へ、少くとも租税にして蓄積を減少せしむる傾向を有しないものはないとなし、資本の蓄積を妨げるが如き租税を排斥し、又国民経済において租税が如何なる影響を有するかを考察して「課税の大なる害悪は、課税目的物の選擇よりも、寧ろ全體としてのその影響の總額に見出さるべきものである。」⁽¹⁷⁾と結論するのである。

「経済学及び課税の原理」において各個別の租税については大凡次の如きものが論ぜられている。

- (1) 地代に対する租税
- (2) 利潤に対する租税
- (3) 労働賃銀に対する租税
- (4) 遺言状検証の税
- (5) 遺産相統税
- (6) 遺贈税
- (7) 印紙税

- (8) 登記税
- (9) 金に対する租税（鉱山税、鉱山収益税が含まれる）
- (10) 家屋税
 - 1 建物賃料
 - 2 敷地地代
- (11) 十分の一税
- (12) 地租
- (13) 原生産物に対する租税
 - 1 一般商品に対する租税
 - 2 必需品に対する租税
- (14) 贅沢品に対する租税
- (15) 救貧税

註(1) 堀經夫「古典学派」増訂新版「経済思想史辞典」二〇四頁、小泉信三訳「経済学及び課税の原理」下巻「解説」一八二頁、小泉信三「リカードー データット」『経済学辞典』（大阪商科大学経済研究所編）第五卷 二六一〇頁、尚ローゼンベルグの説明には興味をひかれるものがある。広島定吉・橋本弘毅訳 ローゼンベルグ・ブリュームン共著「経済学史」上巻 二二三頁

(2) David Ricardo, *The Principles of Political Economy and Taxation*, 1817, 2nd ed. 1819; 3rd. 1821. (Gonner's ed. 1891) 邦訳には堀經夫譯「経済原論」（大正十年抄譯・昭和三年 全譯）、小泉信三譯「経済学及課税之原理」（昭和三年）岩波文庫、小泉信三譯「経済及租税原論」（昭和五年）経済学古典叢書、吉田秀夫譯「経済学及び課税の諸原理」（昭和二十三年）等がある。ウリニ原著は Ricardo's *Political Economy & Taxation with an introduc-*

tion by F. W. Kothhammer, Everyman's Library edited by Ernest Rhys により、邦訳 小泉信三訳 改訂「経済学及び課税の原理」上巻 下巻(昭和二十七年) 岩波文庫 にしたがう。従って本稿における引用の頁数はいずれも同書による。同書は主として分配論と価値論より成立していることは周知のところである。

(3) D. Ricardo, The Principles of Political Economy and Taxation, p. 81 小泉信三訳 改訂「経済学及び課税の原理」上巻 一三二頁—一三三頁

(4) D. Ricardo, *ibid.*, p. 1 「序文」小泉信三訳 同書 九頁、舞出長五郎・横山正彦著「経済学史」一一五頁及びローゼンベルグ前掲邦訳書 上巻 二二三頁

(5) 小泉信三訳 同書 下巻 「解説」一八八頁—一八九頁、前掲「経済学辭典」第五卷 二六一—二六二頁

(6) A・スミスとD・リカードオとの研究態度は「産業革命前夜における著作家とその進展の渦中の著作家、而も産業革命が單に物的富の増大のみをもたらすのみでなく、矛盾せる分配関係をも生み出し、決してかの神的な豫定調和の状態のごとき實現を期し難いことを諦観した著作家との差異である。マルサスもまたスミスと同じく産業革命中の著作家であり、リカードオと同じく経済学の主要テーマを分配問題に求めてゐたが、而もリカードオとマルサスとは、同じく分配問題を経済学の主要な題目だと期せずして居り乍ら、彼等のこの問題に對する態度には根本的な差異がみられた。スミスにおいては、分配論はただ『國富論』第一編の價格論の中にその一形態として叙述されて居るだけで、即ち價格の構成部分としての地代、利潤、賃銀が叙述されてゐるだけで、本来の意味における分配問題は遂に展開せられずして終つて居るにも拘はらず、産業革命による階級の近代的文化は、いよいよ各階級の經濟的利害の内在的な相互連關、とりわけ地代と利潤と賃銀との、この近代的な代表的所得の相互の關係を、分析規定することは差し逼まつた必要事であると思はれた。リカードオが分配論を「政治經濟學」の主要課題だと規定したのはこのためであつた。さらに、一八一四年より一五年へかけての……穀物條例をめぐる争いは、いよいよ分配問題に對する正しい知識と理論を必要なものとしたし、また、人口の増加に伴ふ地代の増加傾向は、産業社會の將來に對して蓄積の停滞といふやうな形で暗い翳を投げかけるのではないかといふリカードオの杞憂は、彼をして經濟學を分配機構の解剖を目的とする學問として叙述せしめることになつたのである。」(大河内一男著「經濟思想史」二二〇頁—二二二頁)無出長五郎・横山正彦著「経済学史」一一七頁、橋崎敏雄著「經濟思想史」一一三頁尚D・リカードオの価値理論、地代理論、賃銀理論、利潤理論、その他の学説について我國の研

究には次の如き著書、譯書がある。

森耕三郎著「リカアド價值論の研究」(大正十五年)、堀經夫著「リカアドウの價值論及びその批判史」(昭和二十四年) 井手文雄著「リカアドウ公債論」(昭和二十三年) 三田村一郎、その他著「リカアドウ軍事公債論」(昭和十二年) 井上次郎著「リカアドウの貿易論」(昭和二十五年) 小泉信三著「リカアドオ研究」(昭和四年) 堀經夫「リカアドウ」(昭和十年) 山下英夫譯 J・H・ホランダ「リカアドウ研究」(昭和十六年)、阿部勇・高橋正雄譯 アモン リカアドーその學說と批判」(昭和三年) 堀經夫著「リカアドウ小傳及び學說」(昭和十八年) 鈴木鴻一郎譯 ベイリ氏 リカアド價值論の批判」(昭和十六、十七年) 王野井芳郎著「リカアドオからマルクスへ」(昭和二十九年)、小畑茂夫譯 「リカアドオ 貨幣銀行論集」(昭和六年)、杉田欣一譯「マルクス リカアド批判」(昭和二年) 鷲野隼太郎譯「ディール リカアド經濟學」

(7) ジェレミイ・ベンサム Jeremy Bentham 1748-1832 は人間性に関する快樂説と倫理學上の功利主義とに基いて經濟的自由主義の基礎づけを行つてゐる。「ベンサムの考へるところに依れば、人間は、快樂と苦痛とを感ずることの出來る一つの存在である。また、其の如何なる行動に於ても、或る點までは利己心の様々な變形物、及び普通に利己的と認められてゐる感情に依つて支配せられ、また或る點までは他の存在に對する同情または時に反感に依つて支配せられてゐる、一つの存在なのである。而して人間性に關するベンサムの概念は、これ以上には出でゐない。彼は宗教を除外しては居ない。即ち、神の報償と刑罪とに對する期待を「利己的關心」(self-regarding interest)の項目の下に包括し、敬虔の感情を神に對する同情の項目の下に包括してゐる。併し乍ら、此の世に對しても未來の世に對しても、人の行爲を促し又は抑制する原理として彼の認めたものの凡ては、利己主義であるか或は他の生物に對する愛憎である。彼が此の問題に就いて抱いてゐた思想を明確に把握する爲めには、彼の著作全體を通讀して證據を掴まなくてはならないといふ面倒がある譯ではない。彼は賞讃的非難的及び中性的な各種の名稱を用ひて、「行爲の動機の表」(The Table of Springs of Action) 即ち、人間の動機に關する一つの明白な列舉分類表を作成してゐる。而して此の表は、彼の著作集の第一卷の中に發見し得るのであるが、我々は彼の哲學を理解しようと欲する人々に對しては之の研究を薦めるものである。ベンサムは、人間が精神的完成一つの目標として追求し得る存在であることを少しも認めてゐない。即ち、己れ自らの内的意識から湧くところの善を希望し或は惡を恐怖する心のみに動かされて、己れ自らの性格が己れの立てた卓越の標準に一致せんことを、唯

其の事自體の爲めに欲求し得る存在であるといふことを、彼は少しも認めてゐないのである。良心といふ更に狭い形に於てすら、人間性に存在する此の大事實は彼の注意を惹くことが出来なかつた。博愛とは異り神又は人間に對する愛情とも異りまた地上或は天國に對する利己的感情とも全く異なる一つのものとして、良心なるものの存在してゐることに就いて、彼の著作の何れにも何等の認識もないことは、實は此の上もなく奇異に感ぜられるのである。一般の用法に於ては斯様な事實の承認を意味してゐると思はれる成句に對しては、其の如何なるものをも故意に忌避しようとしてゐる。我々は彼が行爲の動機を表の中に、「良心」(Conscience)「主義」(Principle)「道德的公正」(Moral Rectitude)「道德的義務」(Moral Duty)等の言葉を發見し得ないのであるが、それは「名聲に對する愛」(love of reputation)の同義語の一つとしてである。但し最初の二つの成句に關しては、之等がまた時に宗教的動機又は同情の動機と同意義に用いられることがあるといふ注意書をも發見する。我々自身または我々の同類に對する、いみじくもさう呼ばれてゐる、道德的是認又は非認の感情に就いては、彼は其の存在に氣附いて居ないやうに見える。而して自尊の心 (*self-respect*) といふ言葉も、またその言葉に相當する觀念も、我々の記憶する限りに於ては、彼の企著作を通じて唯の一度も現れては來ないのである。「なほまた彼の看過してゐるものは、その言葉の嚴密な意味に於ける人間性の道德的な部分——即ち完成の要求、或は、是れといふことを、人間性の有する一つの事實として認めることが甚だ不充分である。廉恥と個人的尊嚴との意識——即ち、他人の意見に頼らずに、或は其れを傾向から無視して働くことさへある個人的向上と墮落との感情。藝術家の情熱であるところの、美に對する愛。あらゆる事物に於ける秩序、一致、調和と、あらゆる事物の目的に對する適合とを愛する愛。他の人間を支配する力といふやうな狭い形の力ではなしに、抽象的な力であり、我々の意志を實現せしめ得る力であるところの、その力に對する愛。運動と活動とに對する渴望であり、其の反對物たる安逸に對する愛と殆ど同様の勢力を人生に及ぼす一つの原理である、行爲に對する愛。——凡そ以上のやうな人間性の有力な構成要素の中、「行爲の動機」の中に列せしむるに足ると彼の考へてゐるものは唯の一つもないのである。而して之等の要素は、恐らく、ベンサム著作の何處かの一隅に於て、其の存在に對する承認のみは與へられてゐないものは無いのであるが、其承認の上に立脚して打立てられてゐる結論は唯の一つもないのである。人間といふ此の最も複雑な存在は、彼の目から見ると實に單純至極のものである。同情の項目の下に於てすら、彼の認識は、その感情の一層複雑な諸形態——例へば愛することを受する愛、即ち

心を汲んで呉れる支持者や讚美し崇拜する對象を必要とする感情といふやうなもの——には及んでゐない。假令彼が、人間性の有つてゐる一層深刻な感情の或るものに就いて、何等かの考察を下したことがあるとしても、それは個人に特有の趣味としてさうしたに過ぎず、而も斯様な趣味に關しては、倫理學者は、立法者と同様に、其れが或は惹き起すかも知れない行爲の中有害なものを禁止すること以上には、何等の關係をも有たないものであつたのである。人は或る物を好み或る物を厭ふべきであると命令したり、或は、人は或る物を好み或る物を厭ふべきでない」と命令するやうなことは、政治的支配者の場合に於けると同様に、倫理學者の場合に於ても専制の行爲であると彼には思はれたのである。」(John Stuart Mill, *Dissertations and Discussions, Political, Philosophical, and Historical, reprinted chiefly from The Edinburgh and Westminster Reviews, vol. 1, 2nd ed., 1875* 邦訳 塩尻公明譯「ベンサムとロールリッチ」三二頁—三五頁) そうして「ベンサムの理論は、個人の行爲に對しては、世俗的な思慮深さと表面的な正直と親切とに關する、若干の一層明白な指圖を與へること以上には、何の役にも立たぬであらう。」(邦訳 同書 三七頁)とJ・S・ミルをしていゝ方法の諸原理に關する序論」であるが、ベンサムの哲学の特質は非歴史的であり、あらゆる形而上学を排斥し經驗的実証的方法によつてゐる。D・リカアドオもこのベンサムの影響によつてその經濟理論から一切の形而上学的要素、神学的要素を排斥してゐる。J・ベンサムの經濟的自由主義は自然法思想に根柢をおくF・ケネー、理神論 Deism に根柢をおくA・スミスの主張する經濟的自由主義とはその根柢を異にするものであるが、D・リカアドオにありても經濟的自由主義に則り自由放任主義を主張するもJ・ベンサムにおける矛盾が伏在するといわれ、A・スミスの如き自然の予定秩序という楽天主観は存在しない。D・リカアドオの經濟理論はその分配理論において地主、資本家、労働者の三階級における階級的なる利害關係の調和されざることを論証し、自由放任主義によつてゐるといわれるも、しかしながらそこには分配過程における國家の干渉の合理化、正当化を画してゐるといわれる。

明治初年における我國のベンサム研究には盛なるものがみられ、奥陸宗光 ベンサム「利學正宗」上下卷(明治十七年) 藤田四郎 ベンサム「政治眞論」一名主權辯妄(明治十五年) 島田三郎 ベンサム「立法論綱」(明治十一年)等の如き著書、訳書が存在してゐる。

(8) D・リカアドオの租稅論については大内教授の優れた論文がある。大内兵衛「リカドの租稅論」(經濟學論集

第三卷 第二号)

- (6) D. Ricardo, *The principles of political Economy and Taxation*. p. 94 小泉信三訳 改訂「経済学及び課税の原理」上巻 一五一頁
- (10) D. Ricardo, *ibid.* p. 95 邦訳 同書 一五三頁
- (11) D. Ricardo, *ibid.* p. 94 邦訳 同書 一五二頁
- (12) D. Ricardo, *ibid.* p. 94 邦訳 同書 一五一頁
- (13) D. Ricardo, *ibid.* p. 95 邦訳 同書 一五三頁
- (14) D. Ricardo, *ibid.* p. 95 邦訳 同書 一五三頁
- 「私が假りに私の所得年額一、〇〇〇磅の中から、一〇〇磅を支拂ふことを求められた場合、若し私が残額九〇〇磅の支出を以て甘んずるならば、それは實際に私の所得に對する租税となるが、若し私が引續き一、〇〇〇磅を使用するならば、それは資本に對する租税となるであらう。私の所得一、〇〇〇磅の生ずる資本は、一〇、〇〇〇磅の價値を有するものとしよう。斯る資本に對する一步の租税は、一〇〇磅である。併し、若し私がこの租税を納付した後、同様に九〇〇磅の使用を以て満足するならば、私の資本は影響は蒙らぬであらう。」(D. Ricardo, *ibid.* p. 95-6 邦訳 同書 同頁)
- (15) D. Ricard, *ibid.* p. 96 邦訳 同書 一五四頁
- (16) D. Ricard, *ibid.* p. 95 邦訳 同書 一五二頁
- (17) D. Ricard, *ibid.* p. 95 邦訳 同書 一五三頁

三

J. S. Mill にありては彼の名著「経済学原理」Principles of Political Economy with some of their applications to social philosophy, 1848 第五編 統治の作用 on The influence of government 第二章以下第六章に於て

租税理論を展開している。第二章に於ては租税の一般原則について論じ、第六章に於ては直接税と間接税との比較研究がなされている。これはJ・S・ミルにおける一般的租税理論であるが、第三章にありては直接税、第四章にありては商品税 Taxes on commodities、第五章に於てはその他各種の租税について詳論されている。その体系は次の如くである。

(→) 直接税

- (1) 地代に対する租税
- (2) 利潤に対する租税
- (3) 労働賃銀に対する租税
- (4) 所得税
- (5) 家屋税

(⇒) 商品税

- (1) 日用品に対する租税
 - (2) 特別商品に対する租税
 - (3) 差別関税
- (⇒) その他の租税

- (1) 契約税 Taxes on contracts
- (2) 交通税 Taxes on communication
- (3) 法律税 Law Taxes
- (4) 地方税 (地方目的のための課税方式) Modes of taxation for local purposes

差別関税については「差別税 discriminating duties にて最も一般に行はれているものは、国内に於ても生産し得る物品の輸入に対しては租税を課し、国内に於て生産せらるる同一物品に対しては同等の租税を課徴せざるものである」と説明している。⁽¹⁾「契約税は個人の契約を対象とし、その契約を示す法定の証書に課するもので、契約の履行を示す法定の証書、例へば領收証及び譲渡証書の如き証書に課する印紙税がある。然し契約税の徴収は印紙の貼用によるとは限らない。即ち競売税の如きである。又契約の登記と同時に納付するものもある」と説明する。交通税については「その主なるものは郵税である。その他報道の税としての広告税及び新聞紙税の如きもこれに属する」という。⁽³⁾法律税の例として裁判税をとりあげ「数多い悪税のなかで裁判税は顕著なる地位をしむるものである。裁判税は裁判上の訴願における種々なる作用に課せられる租税であるが、これは訴訟手続に附帯する一切の冗費と同じく、救済ということに対して課徴するものであり、従つて不正に対する賞金である」と論ずる。⁽⁴⁾ここに地方税とは地方公共団体に於て賦課徴収する租税のことであるが、J・S・ミルは地方税について目的税の設定と応益的課税を主張していることは注目に値するのである。即ち「租税はなるべく利益の受益者の負担となるように課税すべきである。例へば道路及び橋梁の経費は、通行人及びその運ぶ物品に対して通過税を課し、之によつて負担すべきである。従つて通過税は道路、橋梁の通行人及び物品の消費者によつて負担せられる」と論じている。⁽⁵⁾

J・S・ミルは直接税と間接税の区別を租税の負担関係においている。即ちその転嫁の如何によつてその定義を下している。⁽⁶⁾J・S・ミルに従へば「直接税とは、その負担をなさしめんと欲する個人をして負担せしめる租税である。間接税とは他人に転嫁すべき期待 expectation と意図 intention とを以て或人より取立つる租税であ

る。例へば内国消費税或は関税である。商品の生産者又は輸入者に課税することは、生産者又は輸入者はその商品の価格を高くして、その納税額を回収するものと仮定して、生産者又は輸入者に対して特別の租税を課徴せんとするものではなく、これ等の人を通じてその商品の消費者に対して課税せんとする意図である」という。即ち直接税は納税者が負担するところの所謂負担税を指しており、間接税は納税者が担税者に代つて前以て支払うところの前払税のことを意味している。直接税は租税の直接の負担関係であるが、間接税は転嫁を予期する租税と既に立法者において転嫁するものとの意図に基いて設定せられる租税との二つのものが含まれているのであるが現実の転嫁関係に及んで論及はしていないのである。そうして租税は直接税か又は間接税のいずれかであるとなし、「直接税は所得又は消費 expenditure に対して課税せられるのであるが、多くの消費税 taxes on expenditure は間接税であるが、直接税として、物品の生産者又は販売者に課税せられないで直接に消費者に課税せられるものがある。例へば家屋税は一般的に家屋の居住者に対して課税せられるが、これは直接税である。然し建築者又は所有者に対して課税せられたるときは間接税である。窓税 window-tax は消費に対して課せられる直接税である。」と論ずる。

「商品税 taxes on commodities は生産者と消費者との中間に於ける運送人又は商人に課せられる租税である」となして一般に消費税と考へられているところの租税を定義しているのであるが、「家屋又は車馬に対する租税の如く或物品の消費者に対して直接に課せられる租税について之を消費税 tax on commodities とすることができるとも知れないが、しかしそうではない。この消費税という言語は慣習によつて間接税について使用されるものである。そうして間接税は或一人より回収し得るといふ期待と意図に基いて、他の一人に対して一応負担せし

むるところの租税である」という。そうして「消費税は一国内の生産物、或は外国よりの輸入品に対して課せられ、或は一国内に於て運搬又は販売せられる物品に課せられる。従つて之を各、内国製品税 Excise、関税 Customs 通行税（通過税） tolls and transit duties と云ふ」と述べて次にその負担関係についてその見解を展開している。

J・S・ミルは消費税は如何なる種類に属するものであつても、亦社会の如何なる発展段階に於て課税せられるとしても結局に於ては生産費を増加する。然しここに生産費とは最も拡張した意味のものであつて、この生産費の中には、その運搬及び分配に要する費用を含む」と直接原価と間接原価との概念をとり入れ「生産費が租税によつて人為的に増加する場合に於ても、その生産費の自然的原因によつて増加したるときと同一の効果を生ずる。此為に一種又は数種の商品のみを生産費が増加するときに於ては、その商品の価値及び価格は騰貴する。従つてその生産者又は商人は、その特別の負担をなすことになるが、その代償を得ることができるのである。然しながら総ての商品に対し、その商品の価値に比例して租税が課せられるときに於ては、かくの如き代償を得ることができない。即ちかかる場合に於ては、その価値が一般的に騰貴する訳がないし、又一般物価も騰貴するものではない。かかる場合に於て、その価値が一般的に騰貴すると考へるのは誤つた見解であるし、又それが一般的物価の騰貴の原因とはならない。他の原因によつて一般物価は騰貴するものである。この場合に於ては或もものはその価値が上昇し、他の或もものはその価値が下落することがある。之が原因、即ち事業が異なることによつて、事業に使用せられる資本の永続性が異なることである。産業に於ける総生産高は、その一は消費されたる資本を回復するものであり、その二は利潤となるものの二つの部分より成立つのである。」と一般的論議を提示し、資本の同一規模の産業にてはその獲得せられる利潤も亦同等であると一応考へられるが、使用する資本の種類によ

つてはその利潤も異なってくるものである。多く固定資本を使用するならば、資本消費高が少なくてすみ資本の補充も亦少なくてすむことになり生産物の年産額も大となる。従つて利潤を同じものと仮定すれば生産物を安価に販売することができるのである。故に之に従価税を課するときは企業相互間に不公平を生ずるものであるとこの点を明らかにしているのである。⁽⁸⁾

商品の生産過程、流通過程のいずれに於ても、又それが従量税又は従価税のいずれであつても商品税が課せられれば租税額だけはその商品の価値と価格が高くなる。この租税は生産者及び商人によつて前払されるから企業は一層大なる資本が必要となる。即ち一国の資本の一部は生産に用いられないで国家へ前払せられ、商品の価格の値上げによつて払戻されることになる。従つてこの資本を現実に生産に用いたときに生ずるであろう利潤と同額のものゝ価格に加はつて販売者より消費者に転嫁せられるのである。又如何なる理由にせよ企業がより多くの資本を必要とするときはその企業における競争は減少することになる。従つて独占利潤が設定されることになる。と論じ、かくて租税は商品の価格を騰げ、価格が騰がればその商品の需要は減少することになるが需要が減少すれば生産の改良も行はれがたいと指摘しているのである。⁽⁹⁾

J・S・ミルは次いで直接税と間接税の優劣について比較検討している。直接税は租税の直接の負担行為であるから納税者はその負担について不服を感じるのである。直接税に比較して間接税の課税方法は直接納税者の意識を刺戟しない。然しこのことで間接税が優れているというのは兎戯に類する感情にすぎないものである。直接税が適當でないというのは納税そのものよりは租税としての支払行為即ちその徴収行為を嫌うのである。然し間接税は商品の需要に伴つて納税するもので納税者にとつて便利なる時期に便利なる方法を以て徴収するものであ

る。即ち一時的なる使用に對する物品の外は自己の都合のよいときに自己の好む商品の購入に際して価格の一部として支払はれるものであるから、必需品に對する課税は論外であるが、煩勞や不都合を増すようなことはない。この点では間接税は優れているが、然し間接税は生産者又は商人によつて前払されているものであるから生産者又は商人にとつては不利なる場合もあると論ずるのである。然しながら直接税のもとでは各個人の負担関係は明瞭である。従つて又國家經費にして戰費その他贅沢なる經費に對して賛成するものはすべて自己の負担を認識している。故に國家經費の節約が確實に行はれる。従つて直接課税は間接課税より優れているところの理由であるというものがある。J・S・ミルはこの意見に對してこれに反對し、この意見は必ずしも否定できないが人心は何事についても打算的に評価するようになってきているし、間接税の帰着についても段々と認識されてきている。従つて間接的納税を容認するということも最早見られざるところであるとなし、巨額の國家經費をすべて直接税によつて徴収するときは、納税が巨額なるとして國民において不満がおこり、租税を嫌悪する情が極めて大きくなる。國家收入の中で大きな部分が未償還公債の担保となつているときは國民における租税に對する嫌悪の情が増大すれば、政府は少なからずその信用を失逐するおそれがあると論ずるのである。⁽¹⁰⁾ 國家經費にして節約の余地の少ない多くの項目があり、又公用の名目において徒費されるものが少なからず存在するのである。従つて冗費が節約せられてその名目の如何を問はず有用なる行政に向けられるならば社會一般の經濟的利益から見ても百倍になつて還元せられるときがある。租税の施行を直接税のみに限定し、その結果として國民が課税せられることを嫌悪することが極めて大となれば公金を濫用し巨利を画する階級は國家經費にして自己の利益となる如き項目は之を存置し、社會的利益を目的とする經費は之を排除することができるとなるという。J・S・ミルにあ

りては直接税と間接税の是非については折衷的立場をとつてゐるようであるが、然しながら、国家収入を目的とする消費税 *Taxes on commodities* は保護関税としての作用をもつていないことはない。国産品、輸入品の如何を問はず即ち財貨獲得方法の如何を問はず財貨に公平に課税せられなければならない。そうして生活必需品もしくは之を生産するための原料乃至はその要具に対しては租税を課してはならないのである。生活必需品又はその生産原料、生産用具に課税するときは、健康を保持するに足る程度の少額所得者の所得はその為に蚕食せられる。労働者が労働賃金の騰貴によつてその租税を負担し得るとしても、利潤税たる作用を有し、不正にして国富に對して有害であると論ずるのである。⁽¹¹⁾

A・スミスは私有財産制度のもとにおける社会では地代、利潤、労働賃銀が各個人の収入の源泉をなしている。如何なる種類の収入もすべてこの三種の源泉のいずれかに帰するもので、如何なる租税もこの三種の収入によつて負担せられるという。D・リカードオは租税は終局においてその国の資本か収入かのいずれかによつて支払はれるものであるという。J・S・ミルにありてもA・スミスにおけるそれと同じくすべて所得の源泉は地代、利潤及び労働賃銀であるという。贈与により又は掠奪の場合を除く他の如何なる種類の所得もみなこの地代、利潤及び労働賃銀のいずれかの中に含まれてゐるのである。従つて租税を課するにはこの三種の所得、即ちこの地代、利潤及び労働賃金の三種の所得のいずれかに課することになる。又この三種の収入の源泉のすべてに課すること(12)もできると述べて、租税の源泉が地代、利潤及び労働賃銀にあることを明らかにしている。

註(1) John Stuart Mill, *Principles of political economy*, p. 848.

(2) John Stuart Mill, *Ibid.* p. 857.

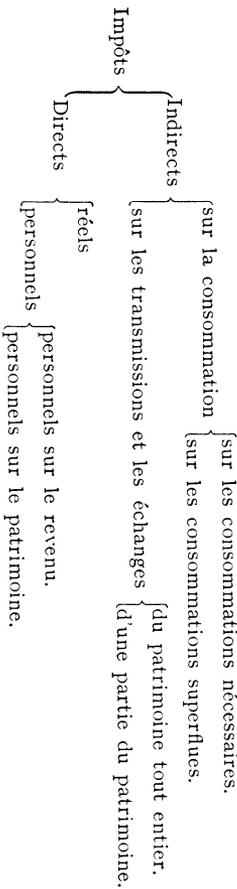
(3) John Stuart Mill, *Ibid.* p. 860.

(4) John Stuart Mill, *Ibid.* p. 861.

(5) John Stuart Mill, *Ibid.* p. 862.

(6) 直接税と間接税をその負担関係即ちその転嫁の関係によって区分せんとする見解は現今一般的に行われるところである。「直接税とは立法者の意思によって租税の負担が直接に納税義務者に課せられるべき租税をいう。間接税は課税せられたる租税の納税義務者から他の租税負担者への前転を期待せられる租税である。」J. Kaizl, *Finanzwissenschaft*, 1901. 2. Bd., S. 166. というような考え方は J・S・ミル、K・H・ラウ、J・カイツル等に見られるところである。

直接税と間接税の区別の標準を税源即ち担税力にもとめて、「直接税とは税源たる所得又は財産によって直接に担税力を捕捉して課する租税であり、間接税は所得、財産の支出によって間接に所得、財産の存在を推定して課する租税である」となすものがある。この見解は F・ニッチ等に見られるところである。F・ニッチの租税の分類に従えば租税を直接税と間接税に分け、この直接税を物税と人税との二つに分け、この人税を所得による人税と財産による人税とに区別している。間接税を消費行為によるものと、物の移動によるものとに分類している。



Francesco Nitti, *Principes de science des Finances*, Tome I, p. 314.

シホフレー A・E・F Schäffle に従えば直接税は各個人の平均的なる担税力を推定把握して課する租税であり間接税は各個人の担税力の現れる事実に従って課する租税であるとなす。従って直接税は租税客体の把握において永続性を有し、間接税は事実の発生に従って課せられる。故に台帳税と従率税の区別とその標準が一致するものである。

(7) John Stuart Mill, *Principles of Political Economy*, p. 823.

(8) John Stuart Mill, *Ibid.* pp. 837, 838.

D・リカードは「資本は、その速かに消耗せられて、頻繁に再生産せらるることを要するか、または徐々に消費せらるるかの如何によつて、流動資本か固定資本かの何れかに分類される。」「一國の資本はその耐久性の大小如何に従つて、固定資本、流動資本の何れかなることを示した。流動資本と固定資本との區別が何處に始まるかを嚴密に定めることは、困難である。資本の耐久性には大小殆ど無數の程度があるからである。」(David Ricardo, *Principles of Political Economy and Taxation*, pp. 18, 19, 及び p. 94 小泉信三訳 改訂「経済学及び課税の原理」上巻 三三頁及び一五一頁)と云ふ。

J・S・ミルは「資本のなかで、生産に一度使用せられて全部その役目を果してしまふものが流動資本 *circulating capital* である。」「永続的な形をそなへ、長期間に亘つてその収益が得らるる資本が固定資本 *Fixed capital* である。」(John Stuart Mill, *Ibid.* pp. 91, 92) と云ふ。

(10) 「イギリスにおける一八六二年の国家収入は約七千万パウンドである。この約七千万パウンドの中で約三千万パウンドは政府の債権者に対する担保となつてゐる。約七千万パウンドの国家収入を悉く直接税に依存するときは国民は巨額の直接課税に反対するであろうし、納税成績があらなくなり国家収入に支障を来す。従つて末償還公債に対する債務不履行となり、国家はその信用を失墜することになる。」John Stuart Mill, *Ibid.* p. 865.

(11) John Stuart Mill, *Ibid.* pp. 864-868.

(12) John Stuart Mill, *Ibid.* p. 823.